

神奈川県告示第71号

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号。以下「県条例」という。）第57条第2項の規定により、横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「市条例」という。）は、その内容が県条例の趣旨に即したものであり、かつ、県条例と同等以上の効果が期待できるものと認めることとし、市条例に規定する事項に該当するものとして県条例の条の規定を次のとおり指定し、平成22年4月1日から施行する。

県条例第11条、第14条から第17条まで、第19条から第23条まで、第25条から第29条まで及び第31条の規定

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文